

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 青森労働局

1 開催日	令和3年3月15日	(注) 新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、会議に替え書類の回議による審議とした。上記は、当該審議が終了した日である。	
2 委員の氏名及び役職等	委員長 山田 揚一〔弁護士〕 委員 相坂 克則〔税理士〕 委員 大矢 奈美〔青森公立大学准教授〕		
3 審査対象期間	令和2年7月1日～令和2年12月31日契約締結分		
4 審査契約件数			
(1) 公共工事			
① 競争入札によるもの	・審査対象件数 ・審議件数	1件 1件	うち、低入札価格調査の対象となったもの 0件
② 隨意契約によるもの	・審査対象件数 ・審議件数	0件 0件	
(2) 物品・役務等			
① 競争入札によるもの	・審査対象件数 ・審議件数	1件 1件	うち、契約金額が500万円以上のもの 0件 うち、参加者が一者しかいないもの 0件 うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件 うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの 0件
② 隨意契約によるもの	・審査対象件数 ・審議件数	0件 0件	うち、契約金額が500万円以上のもの 0件 うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの 0件 うち、企画競争又は公募したが、参加者（応募者）が一者しかいないもの 0件 うち、契約の相手方が独立行政法人となったもの 0件 うち、委託契約に占める再委託契約金額の2分の1を超えるもの 0件
5 審議案件の抽出方法	青森労働局公共調達審査会運営要綱第6条（審査対象一覧の作成）において、次の(1)及び(2)として定める案件が、2件のみであったことから、青森労働局公共調達監視委員会設置要綱第2条（委員会の事務）の趣旨を踏まえ、抽出は行わず全件審議とした。なお、下記(2)のうち、「物件の借入」については、該当なし。 (1) 公共工事については予定価格が250万円を超える案件 (2) 物品・役務等については予定価格が100万円以上（物件の借入にあっては80万円以上）の案件		
6 審査結果	不適切等と判断した件数	0件	結果内容及び措置状況（具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。） 所見なし。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (公共工事 - 1)

〔競争入札によるもの〕

審査対象期間

令和2年7月1日から令和2年12月31日までの契約締結分

部局名 青森労働局

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (公共工事-2)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和2年7月1日から令和2年12月31日までの契約締結分

部局名 青森労働局

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (物品・役務等-1)

[競争入札によるもの]

審查對象期間

令和2年7月1日から令和2年12月31日までの契約締結分

部局名 青森労働局

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果 (物品・役務等-2)

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間

令和2年7月1日から令和2年12月31日までの契約締結分

郵局名

青森労働局

令和2年度 第2回 青森労働局公共調達監視委員会議事概要
(令和3年3月15日、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点による書類審議)

【公共工事（競争入札によるもの）】

1 整理番号第1号

「旧独立行政法人雇用・能力開発機構東北能開大付属青森短大職員宿舎松島跡地（4～9号）地下埋設物調査業務（再度公告）」

<委員より>

- ① 再度公告に係る辞退8者の辞退理由について 知りたい。
- ② 上記①の要因としては、人件費、人材の確保に難がある、ということか。

<事務局より>

- ① 辞退の理由としては、人材難の他、仕様書で指定する調査方法に対応できないため、というものもあった。
- ② 具体的には、当該調査に対応できる人材がいない、対応できる設備（重機等）を所持していないため、という理由が考えられます。

<委員より>

了解した。

【物品・役務等（随意契約によるもの）】

1 整理番号第1号

「雇用保険の失業給付受給資格者のしおり」等の作成

<委員より>

- ① 落札金額の妥当性に問題はないか。
- ② 委員の見解
 - ア 障害者就労施設であっても、適正な賃金が支払われるべきと考える。
 - イ 障害者就労施設に係る調達目標がある一方で、競争は公平なものであるべきと考える。

<事務局より>

- ① 本件の入札書に「業務の履行に要する一切の諸経費を含め金額を見積もること。人件費には賃金・最低賃金上昇予定分を含め金額を見積もること」との項目を盛り込んでおり、これを前提として入札価格を設定しているものと認識している。
- ② 本件落札業者は過去においても予定価格を大きく下回る金額で落札している。本件の成果物の品質や納品時期等に問題はなく、事業の運営が正常に継続していることも勘案すれば、落札金額の妥当性に問題はないものと判断している。

- ③ 本件落札業者は障害者就労施設（社会福祉法人）であるため、人件費が最低賃金水準であることや利益追求水準が低いことが低額入札の要因と考えられるが、他に同様の事業者がなかなか見当たらず、印刷物に係る役務の入札に当たっては、当面この状況が継続するものと考えられる。
- ④ 当局においては、競争入札を行う場合、契約内容をホームページに掲載する等して、広く一般に公表しており、「障害者就労施設に限る」等、契約の相手方を限定する方針はない。
- ⑤ 一方、同一の契約内容に係る契約の相手方が複数年にわたり同一業者であることは、契約の透明性確保の観点からみて、望ましくないと考えられる。
- ⑥ よって、令和3年度以降の契約締結に当たっては、契約履行能力の認められる他の業者が無いか情報収集等を行い、落札金額の妥当性も含めより一層適正な契約締結を実施できるよう、努力していくこととしたい。

<委員より>

了解した。